

会議録

会議の名称	第12回西東京市都市計画審議会
開催日時	平成16年 7月 8日 午前10時00分から午後0時30分まで
開催場所	防災センター6階 講座室2
出席者	【委員】土井委員、板倉委員、猪野委員、江田委員、大江委員、久野委員、小西委員、塩月委員、砂押委員、葉原委員、松永委員、宮崎委員、森委員、森下委員 【西東京市】保谷市長、朝武都市整備部長、斉藤都市計画課長、砂押都市計画係長、古厩主査、内野主事
議題	1) 議案 第2号 西東京都市計画マスタープラン案 (前回諮問、本日答申)
会議資料の名称	資料4 西東京市都市計画マスタープラン(前回配布資料)
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>朝武部長：保谷市長紹介</p> <p>保谷市長：挨拶</p> <p>朝武部長：資料確認</p> <p>土井委員：開会宣言 本日は、五味委員、酒井委員が欠席であるが、西東京都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 前回の審議会で議案第2号「西東京都市計画マスタープラン案」が諮問された。本日は議案第2号について審議、答申を行う。それでは事務局より説明を願う。</p> <p>斉藤課長：議案第2号「西東京都市計画マスタープラン案」について説明</p> <p>土井委員：これより質疑に入る。</p> <p>猪野委員：1 基本構想の下位計画である西東京都市計画マスタープランについて、新たに詳細な説明を願う。 2 将来、都市計画マスタープランを見直す場合の理由、市民参加の必要、都市計画審議会に対する諮問の必要について教えていただきたい。</p>	

3 都市計画マスタープランに掲げられているまちづくりの目標と、他の計画と整合性が取れているのか。

4 エリアの誘導方針にそって地区を誘導するために、市は具体的に何をするのか。

5 交通網整備の方針について平成17年度に市が策定予定の道路整備計画が具体的な施策となるのか。また、東京都の第二次前期事業化路線との関係はどのようになるのか。

斉藤課長：1 基本構想で定められているまちづくりの中で、安全で快適に暮らすまちづくりについて計画されているものが、都市計画マスタープランである。

2 社会情勢が大幅に変化したときは、市民の要望に基づいてまちづくりの将来像を変更していく。その場合は、市長より修正の提案を行い、市民参加を踏まえ、都市計画審議会においてご審議いただく。

3 まちづくりの目標については、将来像とご理解いただきたい。

4 用途地域等における規制・緩和をしていく。建築確認・開発許可を西東京市が行うようになれば事前相談等もでき、地区計画等の制度を活用した誘導も考えられる。

5 道路整備計画については、市道についてのみのものである。都市計画道路が整備されるまで待っているのではなく、どのようにすれば市道を効率よく整備できるのかを考えていく。都市計画道路との関係によって整備方針も変わると考えられる。

猪野委員：1 総合計画を最上位とする市の計画の一覧を記載することは可能か。

2 西東京市は人口増加の傾向であることを把握して、都市計画マスタープランを作成していただきたい。

3 建築確認制度・開発許可制度等の事務を導入することはありえるのか。

斉藤課長：1 本図で西東京市の計画を表現したと考えているが、検討する。

2 将来的には、建築確認制度・開発許可制度等を視野に入れてまちづくりをしたいと考えている。

葉原委員：1 都市計画マスタープランに記載されている都市型産業とは何か。また、都市型産業誘導地区と位置付けられている土地が現況と違うが、なぜか。石川島播磨重工は2年後移転と聞いているが、跡地に都市型産業の参入を想定できるのか。

2 調布保谷線に関連する地域について、市道整備の方針等が都市計画マスタープランで位置づけられていない。

3 西東京都市計画道路3・3・3号線、3・4・9号線の必要性について書かれていないが、位置付けを教えてください。

4 地域別構想の保谷駅北部地域について、現況の屋敷林は減少しているが、都市計画マスタープランでは保全していくとなっている。減少していることについて記載しないのか。

5 ひばりヶ丘駅周辺地域のひばりが丘団地について、娯楽という位置付けがあるが都市基盤整備公団との打ち合わせの上で入っているのか、西東京市の住宅施策の位置付けとして入っているのか、教えてください。

斉藤課長：1 準工業地域であるために、工場の進出が考えられる。その場合はサービス業・ソフト産業等を誘導していきたいと考えた結果である。石川島播磨重工の撤退

について話は伺っている。その際には、地区計画を定めることによって西東京市のまちづくりについて協力していただきたいと申し入れている。

2 都市計画マスタープランは、20年後の西東京市について記載をしているものであり、調布保谷線及び関連する市道整備については記述していない。具体の記述に関しては他の計画で触れることだと考えている。

3 都市計画道路については、都市計画決定をする際に必要であるか議論を十分にしてきた経過があるために、都市計画マスタープランで検討する段階ではない。ただし、20年後の将来像の中で必要であると考えた道路については触れている。

4 スポーツ施設や、新たな商業施設の誘導が考えられる。広義での娯楽施設という位置付けである。

5 屋敷林が減少しているからこそ、都市計画マスタープランで屋敷林の保護等を掲げている。詳細はみどりの基本計画で考えを示すものである。

葉原委員：意見を付させていただく。都市計画マスタープランでは住宅都市と位置付けている西東京市に調布保谷線は問題であり、その他の都市計画道路においても、過去に決定されているというだけで記載することについても問題があると考えます。また、ひばりヶ丘駅周辺地区の娯楽という表記については違和感がある。

久野委員：1 本資料には「案」の記載がないが、決定されているものなのか。

2 本市は東京都・周辺自治体からどのような期待をされているのか。

3 事業着手の優先順位、本計画についてのチェックシステムについてはどのように考えているのか。チェックシステムを作っていただきたい。

4 まちづくりの推進体制の中で縦割り行政をなくすための改善方法を伺いたい。

斉藤課長：1 ご指摘の通りであり、お詫びを申し上げます。実際「案」であるために訂正を願う。

2 人口18万の都市となり、周辺自治体からは大きな期待をされていると考えている。

3 都市計画マスタープランをはじめとするすべての計画について進行管理の必要があると考えている。実現化方策の中で表現したいと考えている。

4 現在、行政評価システムを取り入れている段階である。

宮崎委員：1 先ほどの説明で西東京市の各計画についてよく理解できた。先ほどの説明を図にしていいただきたい。

2 都市型産業について再度説明を願う。

3 都市計画マスタープランの表記について、同義の表現は統一していただきたい。

4 都市計画道路について、すべてにおいて早期事業化と記載されており疑問である。西東京都市計画道路3・4・9号線、3・4・26号線、3・3・3号線、3・5・10号線は第二次前期事業化路線に入っているのか。

斉藤課長：1 現在の表は確かに詰めて表現しており、様々なご指摘を受けた。より分かりやすい表現に変更する。

2 資料編に説明があるとおりである。

3 都市計画道路についてはすべて優先というわけではない。優先路線については今後

の検討課題である。

宮崎委員：西東京都市計画道路3・5・10号線は第二次前期事業化予定路線に入っているのか。

斉藤課長：一部第二次前期事業化予定路線には入っている。

江田委員：1 市内の土地利用について、企業等の土地については利用の変化が早く、一般的な用途地域等の変更では追いつかない。各地域について市民中での議論をした方がいいと考える。地区計画等を利用し、土地利用方針に基づいて速やかに用途地域を変更していくべきである。

2 東伏見公園について、旧計画を踏襲し、実現することについて疑問である。市内の緑のネットワークをきちんとすれば、お金をかけずに公園等の整備ができるのではないのか。

斉藤課長：用途地域等の変更については東京都の用途地域等に関する指定方針があるため、現状を追認していくような形になってしまっているが、地区計画等を利用して用途地域等を今までとは別の形で変更していければと思う。東伏見公園については一部事業化及び石神井川の一部事業化がされている。都市計画マスタープランは20年後についてのものであるため、個別の土地についてのコメントは控えさせていただきたい。

砂押委員：西東京都市計画道路3・4・9号線、東大農場を分断する計画を削除することはできないのか。

斉藤課長：都市計画道路は東京都・周辺自治体で相互に関連があるものである。すでに東久留米市の都市計画道路は事業化されている。1市だけで独立して存在している訳ではなく、西東京市だけで独自のまちづくりをすることは難しいと考える。

塩月委員：東大農場の跡地について、演習林を残すことを前提に行政機関等を集約、駐車場を完備し、市民の利便を図るべきと考える。西東京都市計画道路3・4・9号線については、田無駅周辺の渋滞を解消するために早期に事業化をしていただきたい。

森委員：1 西東京都市計画道路3・2・6号線について、用途地域の変更が行われた後に都市計画マスタープランを決定することは順序が逆に思える。

2 東京都の計画に反映させた西東京市の計画を具体的に教えていただきたい。

3 都市計画マスタープランの作成にあたって、交通政策の専門家がいなかった。交通体系についての議論がどのように行われたか、疑問である。通過交通等について新しい見解等は盛り込まれているのか。

4 市街地の土地利用方針図について西東京都市計画道路3・2・6号線の沿道型市街地について、モデル的なものはあるのか。

斉藤課長：1 旧市の段階から沿道型の土地利用方針は記述されている。

2 道路、公園、下水道、再開発地区について反映されている。

3 交通の専門家がいなかったために都市計画マスタープラン策定の際に委託をかけた。新しい見解等は盛り込まれていない。各計画との整合性が必要となるため、独自のものを作ることは難しい。

森委員：1 委託業者が入っても新しい形にならないということは、業者が作ってきたものをそのまま出しているということなのか。他機関のチェック制度は設けているのか。

- 2 モデル地区の答えをいただきたい。
- 3 西東京市から東京都へ提案したものはあるのか。

斉藤課長：1 委託業者は、市職員の手足となって働くための人員であり、都市計画マスタープランは市職員が指示したものを業者が作ったため、他機関のチェックは設けていない。もちろん提供されたものはない。

- 2 モデル地区に該当する箇所はあまり見当たらない。
- 3 東京都とは調整をしながら進めている。

森委員：都市計画マスタープランを作成するにあたっての議論の内容が見えず、今回のパブリックコメントだけでは不十分である。新知見を入れないと20年後のまちづくりには十分対応できないと考える。

森下委員：1 緑の保全等に対する位置づけについて、都市計画マスタープランに記述されているのか。

- 2 西東京都市計画道路3・2・6号線について、西武池袋線の南北で利用方針の表記が違うがなぜか。
- 3 実現化方策で市民参加への支援とあるが、具体的には何を指すのか。

斉藤課長：1 都市計画マスタープランではなく、みどりの基本計画で記述している。

- 2 前後関係で表記の違いがあるだけである。
- 3 地区計画等の作成にあたって補助金等の協力を考えている。

森下委員：1 西東京都市計画道路3・2・6号線の完成は、周辺住民にとっては環境が激変する大問題であり、配慮を願いたい。

- 2 地区計画等の作成にあたって専門家等の派遣はあるのか。
- 3 都市計画マスタープランができた後に説明会はあるのか。

斉藤課長：1 地区計画等の作成にあたっては、どのような内容でも随時相談に応じていきたい。

- 2 都市計画マスタープラン作成後は、市報、ホームページでの対応を考えている。

久野委員：都市計画マスタープラン作成にあたり、議員はどのような協力があったのか。

斉藤課長：議員の参加はない。

久野委員：市民意見がこれだけ出ているが、なぜ本審議会で言われた意見を市民説明会等で言わないのか。重く受け止めていただきたい。

葉原委員：連続立体交差の方針を東京都で作っていると思うが、西東京都市計画道路3・2・6号線との関連はあるのか。

斉藤課長：東京都の方針とはリンクしていない。

土井委員：採決に入る。「議案第2号西東京都市計画マスタープラン案」について賛成の方は挙手を願う。

～挙手多数～

挙手多数と認める。よって本案は原案通り決定した。これをもって議案についての審議を終了する。これより市長に答申を行う。

・答申書受け渡し

そのほかに事務局より何かあるか。

斉藤課長：今後の都市計画審議会のスケジュールを説明

土井委員：次回スケジュールの調整

～平成16年8月19日に決定～

土井委員：以上で本日の日程はすべて終了した。条例第8条に規定する議事録については要旨録の作成を事務局に指示する。これをもって第12回都市計画審議会を閉会する。